大浦放課後児童クラブ運営規程

（事業の目的）

第１条　　大浦放課後児童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法第６条の３第２項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

２　　事業者は、利用者の人権及び国籍、信条又は社会的身分に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。

３　　事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

４　　前３項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

５　　事業者は、社会福祉法人大浦福祉協会傘下の大浦保育園が浄土真宗の教えのもとに宗教保育を行うため、その環境のもとに保育する。

（事業所の名称等）

第３条　　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称：大浦放課後児童クラブ

⑵　所在地：鹿児島県南さつま市大浦町７７４２－２
　　大浦保育園内

（通常の事業の実施地域）

第４条　　通常の事業の実施地域は、南さつま市立大浦小学校区とする。但し、これを越えて利用することを妨げるものではない。

（利用対象）

第５条　　利用対象は、小学校１年生から６年生までとする。

（定員）

第６条　　事業所の定員は、25名とする。ただし、必要と認められる場合は、定員を増減することがある。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第７条　　事業所における職員の職種、員数（※通常平日の配置数）は、次の通りである。

①　放課後児童支援員：２名

（放課後児童支援員１名に代わり補助員１名を配置する場合もある）

②　職員は、「放課後児童クラブ運営指針」を基本に業務を行うものとする。

（開所日及び開所時間）

第８条　　事業所の開所日及び開所時間は次のとおりとする。ただし、必要と認められる場合は、活動時間を伸縮することがある。

① 小学校の授業休業日（土曜日、学校行事振替休日、長期休業期間等）

午前７時00分～午後６時00分

② 小学校の授業休業日以外の日（平日）

午後２時00分～午後６時00分

ただし、平日、学校行事等で下校時間が早まる時は、下校時より開所する。

③ 延長保育

午後６時00分～午後６時30分

２　　事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所日に休所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、予め保護者に周知するものとする。

（休日）

第９条　　事業所の休日は、次のとおりとする。

① 日曜日

② 「国民の休日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③ 年末年始（12月29日から１月３日まで）

④ 年度末年度始（３月30日から４月１日まで）

⑤ 非常災害、その他急迫の事情がある場合（小学校に準ずる）

（支援の内容）

第 10 条　　職員は、こどもの権利を保障しつつ次の支援活動を行う。

⑴ 利用者の健康管理、安全の確保、情緒の安定、休息時間の提供を図る。

⑵ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。

⑶ 利用者の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

⑷ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行う。

⑸ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。

⑹ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。

⑺ その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動を行う。

（支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額）

第 11 条　保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

⑴ 基本利用料　　通年利用契約者（ひと月11日以上の利用）

○〔月額〕：６，０００円

⑵ 一時利用料　　一時利用契約者（ひと月10日以内の利用）

○〔半日額〕：　　５００円（小学校休業日以外）

○〔日額〕：　１，０００円（小学校休業日）

⑶ 長期休業中利用料　　夏休み期間中のみ利用契約

○〔期間額〕：１１，０００円

※冬休み・春休み期間中の利用契約については、各期間初日から最終日までの利用日数を算定し、一時利用料に準じた請求を行う。

⑷ 延長保育利用料

○〔月額〕：　２，５００円（兄弟姉妹利用の場合は1人あたり2,000円）

○〔日額〕：　　３００円（１回１人あたり）

2　保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日までに現金で納めるものとする。

3　通年利用契約者で、通院や入院、家庭の事情等によって、連続２週間以上の欠席があった場合、利用料減免申請書を提出することで、利用料の減免適用を受けることができる。また、利用世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、次の各号の対象世帯について、利用料の減免を行う。ただし⑴⑵は、令和８年度から、市の利用料減免制度を適用。

⑴ 生活保護受給世帯　……全額減免適用

⑵ 兄弟姉妹全員が通年利用契約世帯　……２人目以降半額減免適用

⑶ 母子・父子家庭で通年利用契約世帯　……半額減免適用

4　保護者の仕事上の都合や児童の習い事開始等の理由により、契約時の利用形態を年度途中で変更することができる。ただし、事前に「利用形態変更申請書」を提出すること。

5　保護者の仕事上の都合や児童の習い事開始等の理由により、本事業所を利用する必要が無くなった場合、年度途中で退会することができる。ただし、事前に「退会届」を提出すること。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第 12 条　保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

⑴ 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

⑵ 感染症の発生により、他の利用者への感染の恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

（安全対策）

第 13 条　事業者は、事故発生時のマニュアルの策定、防災・防犯マニュアルの策定及び避難訓練の実施などの安全対策を講じ、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

（非常災害対策）

第 14 条　非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 15 条　事業者は、行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第 16 条　職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。

2　事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止に関する事項）

第 17 条　事業者又は職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為、その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2　事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

（性暴力の防止に関する事項）

第 18 条　事業者又は職員は、利用者に対し、こども性暴力防止法に規定される不適切な行為、その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2　事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者間による性暴力が発生したと思われる場合は、適切かつ迅速に対応する。

3　職員は、利用者及び保護者に対し、利用者の発達段階に応じた啓発を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

（書類の提出）

第 20 条　保護者は、必要に応じ、次の書類を提出しなければならない。

⑴「重要事項同意書」　提出時期：利用開始時、年度更新時、内容変更時

⑵「利用申請書」　提出時期：利用開始時、年度更新時、申請内容変更時

⑶「児童台帳」　提出時期：利用開始時、年度更新時、内容変更時

⑷「個人情報使用承諾書」提出時期：利用開始時、年度更新時、内容変更時

（運営委員会）

第 21 条　事業所の適正かつ円滑な運営がなされるよう、またその効果を最大限発揮できるよう支援することを目的として運営委員会を設置する。

２　委員会委員の構成は、法人理事長、大浦小学校職員代表、大浦小学校ＰＴＡ代表、校区民生児童委員代表、児童クラブ保護者代表、児童クラブ代表、児童クラブ支援員等をもって組織する。

３　この委員会に関する詳細は、別途会則をもって定める。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。（第 11 条第 3 項追記）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。（第 11 条第 4 項追記、第 20 条新設）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。（第 11 条第 3 項追記、第 19 条追記）

この規程の変更は、令和８年４月１日から適用する。ただし、施行日は令和８年10月１日とする。（第 2 条第 2 項追記、第 7 条追記、第 9 条一部削除、第 10 条追記、第 11 条追記、第 18 条新設）